



アフリカ豚コレラ、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ  
など海外の家畜伝染病の国内への流入を防ぐために、海外旅行後入国時に  
**生肉よびハム、ソーセージ、  
ジャーキーなどの関連製品は搬入が制限されます**

やむをえず所持する場合、旅行者携帯品申告書にチェックし、  
空港・港湾に駐在する検疫本部に申告してください。

◆海外通販など国際郵便の特送の場合も搬入が制限されます。

## 携帯した動物検疫対象物品 を申告しない場合、

最高**1,000万ウォン**の過料賦課

※外国人の場合、入国禁止、滞在制限などの不利益を受けることがあります。



### ◆アフリカ豚コレラ発生国：豚肉および関連製品

・1回(500万ウォン) → 2回(750万ウォン) → **3回(1,000万ウォン)**

### ◆アフリカ豚コレラ発生国の豚肉以外の製品および其他国家

・1回(100万ウォン) → 2回(300万ウォン) → **3回(500万ウォン)**